

## 国保組合被保険者の課税標準額調査の実施について

令和7年度は、国保組合に対する国庫補助金の算定に必要な課税標準額調査が実施されます。

調査はマイナンバー制度を活用して市町村の課税所得情報を取得し、国へ報告する予定としています。原則として調査対象者からの書類提出は不要ですが、課税所得情報を取得できない方につきましては、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。